

告 示

埼玉県教委告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立小川げんきプラザの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

オーエンス・アイルグループ

東京都中央区銀座四丁目十二番十五号

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで